



山形県公報

令和5年9月26日(火)
第441号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……963
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……964
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………965

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(庄内総合支庁建設総務課) ……966

### そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……968
- 同……………(同) ……974
- 同……………(同) ……977
- 同……………(同) ……982

## 告 示

### 山形県告示第665号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                       | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------------------------------|---------|-------------|
| MENGOINO株式会社       | 訪問介護サービスめんごいの<br>酒田市千石町一丁目12番38号<br>TOCHiTO交流棟2号室 | 訪 問 介 護 | 令和 5. 9. 22 |

**山形県告示第666号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 廃止年月日    |
|--------------------|---------------------------------|----------|----------|
| 岡崎医療株式会社           | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 福祉用具貸与   | 令和5.9.25 |
| 岡崎医療株式会社           | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 特定福祉用具販売 | 同        |

**山形県告示第667号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類      | 廃止年月日    |
|----------------------|---------------------------------|--------------|----------|
| 岡崎医療株式会社             | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 介護予防福祉用具貸与   | 令和5.9.25 |
| 岡崎医療株式会社             | 岡崎医療株式会社 鶴岡営業所<br>鶴岡市安丹字村上4番10号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同        |

**山形県告示第668号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所             |
|----------|-------|-----------------|
| 監 事（員 外） | 高 橋 勤 | 最上郡舟形町長沢3802番地6 |

**山形県告示第669号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年9月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東村山郡山辺町大字大塚地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年8月21日から同年9月6日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第3 医師及び歯科医師の職の項病院事業管理者の項病院の項職級2の欄中「センター長」を「センター長（地域救命救急センター長を除く。）」に改め、同項職級3の欄中「副部長」を「センター長（地域救命救急センター長に限る。）、副部長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月26日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の表山形県立新庄病院の項中「脳神経内科」を「腎臓内科、脳神経内科」に、「腫瘍内科」を「心療内科、緩和ケア内科、腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科」に、「小児科」を「精神科、小児科」に、「放射線科」を「リハビリテーション科、放射線科」に、「及び」を「、歯科及び」に改める。

第10条第1項中「及びセンター並びに」を「、センター、」に改め、同項の表中「課名」を「課・センター名」に改め、同表山形県立新庄病院の項中

|  |       |  |   |
|--|-------|--|---|
|  | 集中治療室 |  | を |
|  | 人工透析室 |  |   |

|  |       |  |    |
|--|-------|--|----|
|  | 人工透析室 |  | に、 |
|--|-------|--|----|

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 救急部   |  | を |
| 地域医療部 |  |   |

|       |              |    |
|-------|--------------|----|
| 救急部   | 地域救命救急センター   | に、 |
| 地域医療部 | 総合患者サポートセンター |    |

「医事経営相談課」を「医事経営企画課」に改める。

第17条第1項の表センター長の項中「患者サポートセンター」を「中央病院の患者サポートセンター」に、「内視鏡センター」を「内視鏡センター並びに新庄病院の地域救命救急センター及び総合患者サポートセンター」に改め、同表課長補佐の項中「医事経営相談課」を「医事経営企画課」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この規程は、令和5年10月1日から施行する。

（山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程）

- 2 山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程（平成15年3月山形県病院事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第3院長の項中「主務センター長」を「主務センター長（地域救命救急センター長を除く。）」に改め、同

|          |               |          |  |  |   |
|----------|---------------|----------|--|--|---|
| 表事務局長の項中 | 医事経営相談課に関するもの | 医事経営相談課長 |  |  | を |
|          | 新病院整備課に関するもの  | 新病院整備課長  |  |  |   |

|   |               |          |  |  |       |
|---|---------------|----------|--|--|-------|
| 「 | 医事経営企画課に関するもの | 医事経営企画課長 |  |  | に改める。 |
|   | 新病院整備課に関するもの  | 新病院整備課長  |  |  |       |
|   | 医事経営相談課に関するもの | 医事経営相談課長 |  |  |       |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年9月26日

山形県庄内総合支庁長 村 山 朋 也

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1 山形県庄内総合支庁入札室（1階）
- (2) 日時 令和5年11月7日（火） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 757,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴

- 力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品に関し、納入指示のとおり、確実に納入できる体制であることを証明できること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番地の1 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係 電話番号0235(66)5581
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係で交付するほか、山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に搭載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和5年10月23日（月）午後4時までに山形県庄内総合支庁建設部建設総務課経理係に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sodium chloride, 757,000kg
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. November 7, 2023
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Construction Administration Division, Construction Department, Yamagata Shonai Government, 19-1 Aza Sodehigashi, Oaza Yokoyama, Mikawa-machi, Higashitagawa-gun, Yamagata-ken 997-1392 Japan TEL 0235(66)5581

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年9月26日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |
|------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
|                  |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号  | 山形市大野目二<br>丁目2-52 | 3K   | 51.2                          | 2    | 一般用 | 14,400                  | 16,700                                     | 19,100                                     | 21,500                                     | 24,600                                     | 26,300 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 5    | 同   | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,500                                     | 36,300 |                                            |
| 同 2号             | 同 2-50            | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,400                  | 16,700                                     | 19,100                                     | 21,500                                     | 24,600                                     | 26,300 |                                            |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,500                                     | 36,300 |                                            |
| 同 3号             | 同 2-46            | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,400                  | 16,700                                     | 19,100                                     | 21,500                                     | 24,600                                     | 26,300 |                                            |
| 同                | 同                 | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,500                                     | 36,300 |                                            |
| 同 南山形アパ<br>ート1号  | 同 南松原一<br>丁目9-5   | 2DK  | 49.6                          | 2    | 同   | 17,600                  | 20,300                                     | 23,300                                     | 26,300                                     | 30,000                                     | 34,600 | 单身可                                        |
| 同 2号             | 同                 | 3DK  | 63.1                          | 1    | 同   | 22,400                  | 25,900                                     | 29,600                                     | 33,400                                     | 38,200                                     | 44,100 |                                            |
| 同                | 同                 | 同    | 63.1                          | 1    | 同   | 22,400                  | 25,900                                     | 29,600                                     | 33,400                                     | 38,200                                     | 44,100 | 单身可                                        |
| 同 4号             | 同 9-1             | 1LDK | 39.9                          | 11   | 同   | 14,000                  | 16,200                                     | 18,500                                     | 20,900                                     | 23,900                                     | 27,600 | 同                                          |
| 同 5号             | 同 9-6             | 2DK  | 51.3                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,500                                     | 36,300 | 同                                          |
| 同                | 同                 | 3DK  | 64.8                          | 1    | 同   | 23,400                  | 27,000                                     | 30,800                                     | 34,800                                     | 39,700                                     | 45,900 |                                            |
| 同 馬見ヶ崎ア<br>パート1号 | 同 円応寺町<br>21-27   | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 17,800                  | 20,500                                     | 23,500                                     | 26,500                                     | 30,300                                     | 34,900 |                                            |
| 同 2号             | 同 21-26           | 同    | 59.3                          | 1    | 同   | 17,800                  | 20,500                                     | 23,500                                     | 26,500                                     | 30,300                                     | 34,900 |                                            |

|                  |                            |      |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|------|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 桜町アパー<br>ト2号   | 同 桜町四丁<br>目12-20           | 同    | 61.0 | 1 | 同                 | 20,600 | 23,800 | 27,200 | 30,700 | 35,100 | 40,500 |     |
| 同                | 同                          | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 21,700 | 25,000 | 28,600 | 32,300 | 36,900 | 42,600 |     |
| 同 宮町アパー<br>ト1号   | 同 宮町二丁<br>目8-23            | 同    | 66.5 | 1 | 同                 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同 3号             | 同 8-28                     | 同    | 62.6 | 1 | 同                 | 20,900 | 24,100 | 27,600 | 31,100 | 35,600 | 41,100 |     |
| 同 深町アパー<br>ト4号   | 同 深町一丁<br>目7-34            | 同    | 64.2 | 1 | 同                 | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 |     |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>五丁目27-15         | 3LDK | 71.9 | 2 | 同                 | 28,300 | 32,700 | 37,400 | 42,200 | 48,200 | 55,600 | 単身可 |
| 同 南寒河江ア<br>パート2号 | 同 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5 | 3DK  | 62.6 | 1 | 同                 | 17,100 | 19,700 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 | 同   |
| 同                | 同                          | 同    | 64.2 | 2 | 同                 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 同   |
| 同 塩水アパー<br>ト1号   | 同 大字寒<br>河江字塩水46-<br>1     | 2DK  | 57.0 | 1 | 特定目的用<br>（農、漁、特別） | 18,600 | 21,500 | 24,600 | 27,700 | 31,700 | 36,600 | 同   |
| 同 3号             | 同                          | 3DK  | 70.7 | 1 | 一般用               | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 | 同   |
| 同 6号             | 同                          | 同    | 70.7 | 1 | 同                 | 23,200 | 26,800 | 30,700 | 34,600 | 39,500 | 45,600 |     |
| 同 土屋倉アパ<br>ート1号  | 同 上山市美咲町2<br>-3            | 3DK  | 51.8 | 1 | 同                 | 12,400 | 14,300 | 16,400 | 18,500 | 21,100 | 24,400 | 単身可 |
| 同 2号             | 同                          | 同    | 51.8 | 1 | 同                 | 12,500 | 14,500 | 16,600 | 18,700 | 21,400 | 24,700 |     |
| 同 金生アパー<br>ト     | 同 金生一丁<br>目13-13           | 3K   | 44.4 | 2 | 同                 | 10,600 | 12,200 | 13,900 | 14,800 | 14,800 | 14,800 | 単身可 |
| 同 鷲ヶ袋アパ<br>ート1号  | 同 旭町二丁<br>目7-1             | 3DK  | 54.6 | 2 | 同                 | 13,200 | 15,200 | 17,400 | 19,600 | 22,400 | 25,900 | 同   |
| 同 2号             | 同 7-2                      | 同    | 55.7 | 1 | 同                 | 13,700 | 15,800 | 18,000 | 20,400 | 23,300 | 26,900 | 同   |



|                  |                           |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|---------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 長清水一<br>一ト4号   | 同 長清水一<br>丁目10-14         | 同 | 67.7 | 1 | 同 | 21,500 | 24,800 | 28,400 | 32,000 | 36,600 | 42,200 |     |
| 同 植岡アパー<br>ト     | 村山市植岡笛田<br>四丁目6-23        | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 |     |
| 同                | 同                         | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 12,900 | 14,900 | 17,000 | 19,200 | 22,000 | 25,300 | 单身可 |
| 同 日光アパー<br>ト5号   | 天童市北久野本<br>四丁目17-5        | 同 | 62.9 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 29,000 | 32,700 | 37,300 | 43,100 |     |
| 同 長岡アパー<br>ト3号   | 同 中里一丁<br>目2-3            | 同 | 70.6 | 1 | 同 | 25,100 | 29,000 | 33,100 | 37,400 | 42,700 | 49,300 |     |
| 同 交り江アパー<br>ト2号  | 同 交り江五<br>丁目10-2          | 同 | 62.8 | 1 | 同 | 17,100 | 19,700 | 22,500 | 25,400 | 29,000 | 33,500 |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート3号 | 同 天童駅西<br>二丁目2-31         | 同 | 61.0 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 30,900 | 35,700 |     |
| 同                | 同                         | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,200 | 28,500 | 32,500 | 37,600 |     |
| 同 天童駅南ア<br>パート1号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-17         | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 2号             | 同 18-22                   | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 東根中央ア<br>パート1号 | 東根市中央四丁<br>目3-2           | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,700 | 21,600 | 24,700 | 27,900 | 31,900 | 36,800 |     |
| 同 3号             | 同                         | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,300 | 22,200 | 25,400 | 28,700 | 32,800 | 37,900 |     |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1          | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同                | 同                         | 同 | 64.2 | 2 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 2号             | 同                         | 同 | 64.6 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,500 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |
| 同 長崎アパー<br>ト     | 同 中山町<br>大字長崎8035-<br>205 | 同 | 62.8 | 2 | 同 | 17,100 | 19,800 | 22,600 | 25,500 | 29,100 | 33,600 |     |

|                |                            |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|----------------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 谷地了パー<br>ト1号 | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1 | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同              | 同                          | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 | 单身可 |
| 同 2号           | 同                          | 同    | 71.1 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同              | 同                          | 2LDK | 71.1 | 1 | 同 | 21,900 | 25,300 | 28,900 | 32,600 | 37,300 | 43,000 |     |
| 同 左沢了パー<br>ト   | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3     | 3DK  | 59.3 | 2 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同              | 同                          | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年12月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年9月26日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要 |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート3号 | 新庄市金沢1496<br>-1 | 3DK  | 63.9                          | 2    | 一般用 | 16,800<br>円             | 19,400<br>円                        | 22,200<br>円                        | 25,000<br>円                        | 28,600<br>円                        | 33,000<br>円 |    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がい程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
山形県住宅供給公社最上地域管理事務所

## 5 入居の時期 令和5年12月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年9月26日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社  
理 事 長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称                  | 所在地                | 規           | 格                                     | 公募戸数 | 区分                | 家賃                  |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|---------------------|--------------------|-------------|---------------------------------------|------|-------------------|---------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                     |                    |             |                                       |      |                   | 収入が104,000円以下<br>の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号     | 米沢市太田町五<br>丁目1-10  | 住宅形式<br>2DK | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル<br>60.3 | 1    | 一般用               | 19,300              | 22,200                             | 25,400                             | 28,700                             | 32,800 | 37,800                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同<br>3号             | 同                  | 同           | 60.3                                  | 1    | 特定目的用<br>(隣・横・特別) | 19,300              | 22,300                             | 25,500                             | 28,800                             | 32,900 | 38,000                             | 同                                  | 同   |
| 同                   | 同                  | 3DK         | 74.0                                  | 1    | 一般用               | 23,700              | 27,400                             | 31,300                             | 35,400                             | 40,400 | 46,600                             |                                    | 单身可 |
| 同                   | 同                  | 同           | 74.0                                  | 1    | 同                 | 23,700              | 27,400                             | 31,300                             | 35,400                             | 40,400 | 46,600                             |                                    | 单身可 |
| 同<br>春日アパ<br>ート1号   | 同<br>春日五丁<br>目2-43 | 同           | 58.4                                  | 2    | 同                 | 16,500              | 19,000                             | 21,800                             | 24,600                             | 28,100 | 32,400                             |                                    |     |
| 同                   | 同                  | 同           | 63.9                                  | 1    | 同                 | 18,000              | 20,800                             | 23,800                             | 26,900                             | 30,700 | 35,400                             |                                    |     |
| 同<br>2号             | 同                  | 同           | 61.0                                  | 1    | 同                 | 17,500              | 20,200                             | 23,100                             | 26,000                             | 29,800 | 34,300                             |                                    | 单身可 |
| 同<br>3号             | 同                  | 同           | 75.6                                  | 1    | 同                 | 25,600              | 29,600                             | 33,800                             | 38,200                             | 43,600 | 50,300                             |                                    |     |
| 同<br>中田第1ア<br>パート3号 | 同<br>中田町<br>658-3  | 同           | 69.9                                  | 2    | 同                 | 22,900              | 26,400                             | 30,200                             | 34,100                             | 39,000 | 45,000                             |                                    |     |
| 同<br>4号             | 同                  | 同           | 75.4                                  | 1    | 同                 | 24,900              | 28,800                             | 32,900                             | 37,100                             | 42,400 | 48,900                             |                                    |     |
| 同                   | 同                  | 同           | 75.4                                  | 1    | 同                 | 24,900              | 28,800                             | 32,900                             | 37,100                             | 42,600 | 48,900                             |                                    | 单身可 |
| 同<br>5号             | 同                  | 同           | 75.4                                  | 1    | 同                 | 25,000              | 28,900                             | 33,000                             | 37,300                             | 42,600 | 49,100                             |                                    |     |
| 同<br>6号             | 同                  | 同           | 75.4                                  | 1    | 同                 | 25,000              | 28,900                             | 33,000                             | 37,300                             | 42,600 | 49,100                             |                                    |     |
| 同<br>玉の木アパ<br>ート    | 同<br>通町八丁<br>目2-95 | 同           | 55.7                                  | 1    | 同                 | 14,000              | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800 | 27,500                             |                                    | 单身可 |



|                |                             |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|-----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 成島アパー<br>ト1号 | 同 成島町三<br>丁目2-96            | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,500 | 24,300 | 27,700 | 32,000 |     |
| 同 2号           | 同 2-95                      | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同              | 同                           | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同 相生アパー<br>ト1号 | 同 相生町7<br>-65               | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 | 单身可 |
| 同              | 同                           | 同 | 69.2 | 1 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 | 单身可 |
| 同 2号           | 同                           | 同 | 72.9 | 2 | 同 | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 |     |
| 同              | 同                           | 同 | 72.9 | 1 | 同 | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 | 单身可 |
| 同 小出アパー<br>ト1号 | 同 長井市台町3-<br>1              | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 13,400 | 15,400 | 17,700 | 19,900 | 22,800 | 26,300 |     |
| 同 2号           | 同 2 3-                      | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,700 | 21,100 | 24,100 | 27,800 |     |
| 同 成田アパー<br>ト   | 同 成田3102<br>-3              | 同 | 58.4 | 2 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,000 | 28,900 |     |
| 同              | 同                           | 同 | 58.4 | 1 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,400 | 21,900 | 25,000 | 28,900 | 单身可 |
| 同              | 同                           | 同 | 63.9 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,200 | 24,000 | 27,400 | 31,600 |     |
| 同 桜木アパー<br>ト2号 | 同 南陽市三間通<br>1229-1          | 同 | 59.3 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 |     |
| 同 大町アパー<br>ト   | 同 東置賜郡高島町<br>大字高島695-<br>12 | 同 | 58.0 | 2 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |
| 同              | 同                           | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 | 单身可 |
| 同 館之北アパ<br>ー   | 同 川西町<br>大字中小松3017<br>-1    | 同 | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 | 同   |

|                 |                            |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|----------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 白鷹アパー<br>ト    | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>-1 | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同 あらとアパ<br>-ト2号 | 同 725<br>-1                | 同 | 77.9 | 1 | 同 | 24,600 | 28,400 | 32,500 | 36,600 | 41,800 | 48,300 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同 | 77.9 | 1 | 同 | 24,600 | 28,400 | 32,500 | 36,600 | 41,800 | 48,300 |     |
| 同 飯豊アパー<br>ト    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893-<br>3    | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | 同   |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものである場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年12月上旬

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年9月26日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要            |     |
|------------|---------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------|-----|
|            |               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |               |     |
| 県営美原アパート1号 | 鶴岡市美原町18-1    | 3DK  | 74.2                          | 2    | 一般用              | 19,700                  | 22,700                                     | 26,000                                     | 29,300                                     | 33,500                                     | 38,700                                     | 3か月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同3号        | 同19-23        | 2DK  | 40.5                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢者特別) | 12,000                  | 13,800                                     | 15,800                                     | 17,800                                     | 20,400                                     | 23,500                                     |               | 同   |
| 同4号        | 同18-3         | 3DK  | 79.4                          | 1    | 一般用              | 21,800                  | 25,100                                     | 28,700                                     | 32,400                                     | 37,100                                     | 42,800                                     |               |     |
| 同東部アパート3号  | 同朝陽町6-6       | 同    | 58.0                          | 1    | 同                | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400                                     | 29,300                                     |               |     |
| 同          | 同             | 同    | 58.0                          | 2    | 同                | 14,900                  | 17,200                                     | 19,700                                     | 22,200                                     | 25,400                                     | 29,300                                     |               | 単身可 |
| 同茅原アパート1号  | 同北茅原町9        | 同    | 63.5                          | 2    | 同                | 16,600                  | 19,200                                     | 21,900                                     | 24,700                                     | 28,300                                     | 32,600                                     |               |     |
| 同2号        | 同             | 同    | 63.9                          | 1    | 同                | 17,000                  | 19,600                                     | 22,400                                     | 25,300                                     | 28,900                                     | 33,400                                     |               |     |
| 同城南アパート1号  | 同城南町9-34      | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000                                     |               |     |
| 同          | 同             | 同    | 62.6                          | 1    | 同                | 18,300                  | 21,200                                     | 24,200                                     | 27,300                                     | 31,200                                     | 36,000                                     |               | 単身可 |
| 同          | 同             | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000                                     | 37,000                                     |               | 同   |
| 同2号        | 同9-30         | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 18,800                  | 21,700                                     | 24,800                                     | 28,000                                     | 32,000                                     | 37,000                                     |               |     |
| 同未広アパート3号  | 同未広町23-60     | 同    | 69.3                          | 1    | 同                | 22,500                  | 25,900                                     | 29,700                                     | 33,500                                     | 38,200                                     | 44,100                                     |               |     |
| 同川南アパート1号  | 同酒田市若宮町二丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 1    | 同                | 15,100                  | 17,400                                     | 19,900                                     | 22,500                                     | 25,700                                     | 29,700                                     |               | 単身可 |
| 同2号        | 同1-2          | 同    | 51.2                          | 1    | 同                | 15,200                  | 17,600                                     | 20,100                                     | 22,700                                     | 25,900                                     | 29,900                                     |               |     |

|                |                  |     |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|------------------|-----|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同              | 同                | 同   | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 15,200 | 17,600 | 20,100 | 22,700 | 25,900 | 29,900 | 单身可 |
| 同<br>川南住宅4号    | 同<br>1-4         | 3K  | 同 | 54.6 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 54.6 | 2 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 | 单身可 |
| 同<br>川南アパ-ト5号  | 同<br>1-5         | 同   | 同 | 55.7 | 1 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 |     |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 55.7 | 2 | 同 | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 | 单身可 |
| 同<br>こがねアパ-ト1号 | 同<br>こがね町一丁目21-1 | 3DK | 同 | 63.5 | 2 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 63.5 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 单身可 |
| 同<br>2号        | 同<br>21-11       | 同   | 同 | 58.4 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 58.4 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 | 单身可 |
| 同              | 同                | 4DK | 同 | 71.5 | 1 | 同 | 20,000 | 23,100 | 26,400 | 29,800 | 34,000 | 39,300 |     |
| 同<br>3号        | 同<br>21-14       | 3DK | 同 | 69.5 | 2 | 同 | 19,700 | 22,800 | 26,100 | 29,400 | 33,600 | 38,800 | 单身可 |
| 同<br>東泉アパ-ト1号  | 同<br>東泉町四丁目15-21 | 同   | 同 | 61.0 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 同   |
| 同<br>2号        | 同<br>15-22       | 同   | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 | 单身可 |
| 同              | 同                | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 | 同   |
| 同<br>3号        | 同                | 同   | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |

|                |                       |     |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|----------------|-----------------------|-----|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 鳥海アパー<br>ト1号 | 同 富士見町<br>三丁目2-118    | 同   | 69.2 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 |     |
| 同              | 同                     | 同   | 69.2 | 1 | 同                 | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 单身可 |
| 同 2号           | 同                     | 同   | 69.2 | 2 | 同                 | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 | 同   |
| 同 新橋アパー<br>ト   | 同 新橋五丁<br>目5-1        | 2DK | 53.9 | 1 | 特定目的用<br>(論、職、特別) | 18,300 | 21,100 | 24,200 | 27,300 | 31,200 | 36,000 | 同   |
| 同              | 同                     | 3DK | 68.2 | 1 | 一般用               | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 | 同   |
| 同 北新町アパ<br>ー   | 同 北新町一<br>丁目1-58      | 同   | 64.3 | 1 | 同                 | 22,300 | 25,700 | 29,400 | 33,200 | 37,900 | 43,800 |     |
| 同 狩川アパー<br>ト   | 同 東田川郡庄内町<br>狩川字山居22  | 同   | 58.0 | 1 | 同                 | 12,300 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 21,000 | 24,200 |     |
| 同              | 同                     | 同   | 58.0 | 1 | 同                 | 12,300 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 21,000 | 24,200 | 单身可 |
| 同 遊佐アパー<br>ト   | 同 鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2 | 同   | 59.3 | 1 | 同                 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 |     |
| 同              | 同                     | 同   | 59.3 | 1 | 同                 | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円



- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 3 選考方法

- (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。
- (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」と記載のある県営住宅については、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯及び配偶者暴力被害者世帯から選考する。

### 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和5年10月2日（月）から同月6日（金）までの午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和5年10月6日（金）までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

### 5 入居の時期 令和5年12月上旬

令和5年9月26日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年9月26日発行 発行人 山形県